●香川県告示第２２０号

土地収用法（昭和26年法律第２１９号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり法第26条第１項の規定に基づき告示する。

令和８年11月20日

香川県知事　　池　　田　　豊　　人

１　起業者の名称

観音寺市

２　事業の種類

観音寺南・西統合公民館（仮称）建設事業

３　起業地

（１）　収用の部分

香川県観音寺市観音寺町字下柳地内

（２）　使用の部分

なし

４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

（１）　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、香川県観音寺市観音寺町字下柳地内において施行する「観音寺南・西統合公民館（仮称）建設事業」（以下「本事業」という。）であり、起業者が社会教育法（昭和24年法律第２０７号）及び観音寺市公民館条例（平成17年観音寺市条例第１７７号）に基づき設置している観音寺市観音寺南公民館（以下「南公民館」という。）及び観音寺市観音寺西公民館（以下「西公民館」という。）を統合し、その施設を移転・新築するものである。

本事業は、法第３条第22号に掲げる「社会教育法による公民館（同法第42条に規定する公民館類似施設を除く。）」に関する事業に該当する。

したがって、本事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

（２）　法第20条第２号の要件への適合性

起業者は、必要となる経費の予算措置を講じていると認められることから、本事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

（３）　法第20条第３号の要件への適合性

ア　得られる公共の利益

南公民館は昭和46年に、西公民館は昭和48年にそれぞれ建設され、これまで、両公民館区の地域住民の生涯学習・文化活動の拠点として利用され、地域コミュニティの形成に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、両公民館は建設から50年以上が経過しており、雨漏りやクラックの発生、外部部材の落下など設備や施設の老朽化が進んでいるとともに、いわゆる「旧耐震基準」の下で建設された建物であり、現行の耐震基準による耐震性を有していないことから、大規模な災害時には利用者の安全確保や倒壊による周辺住民への影響が懸念されている。

また、トイレをはじめとしてバリアフリー未対応の設備があり、今日、公民館の設備として

一般的に求められる水準を満たしていないものがある。

駐車場は、南公民館には10台分、西公民館には５台分の駐車区画があるが、利用者に対して十分な数とはいえず、年間を通して不足している。

令和元年12月には、各公民館区の自治会で構成される観音寺南公民館区自治会連絡協議会及び観音寺西公民館区自治会連絡協議会から起業者に対して、統合公民館建設の要望書が提出されている。

起業者は、こうした状況に対処するため、第２次観音寺市総合振興計画後期基本計画（令和５年３月策定）、観音寺市教育大綱（令和５年11月改定）に掲げられている公民館等の生涯学習施設の整備を具現化させる事業として、本事業を実施し、地域の拠点となる安全で利用しやすい公民館の整備を目指すとしている。

本事業により、現行の耐震基準を満たす公民館が建設され、平常時の活動拠点としての安全性が向上するだけでなく、様々な災害において指定避難所として機能することができるようになり、地域の防災力の向上を図ることができる。

また、多目的トイレの設置、車椅子利用者や高齢者に配慮したスロープや廊下、エントランスなど、バリアフリーやユニバーサルデザインによる設計により、子どもから高齢者まで、多様な年代の地域住民が利用しやすくなる。

駐車場には、31台分の駐車区画を設けることとしており、通常利用には十分対応可能なものとなり、利便性が大幅に改善される。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ　失われる利益

起業者が文献調査等を実施したところ、本事業の起業地内には、保護のための特別の措置を講ずべき文化財及び動植物の存在は、確認されなかった。なお、起業者は、保護のための特別の措置を講ずべき動植物の存在を発見したときには、所管官庁に報告し適切に対処するとしている。

したがって、本事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ　事業計画の合理性

本事業の起業地の選定に当たっては、両公民館区の地域住民がアクセスしやすく、災害時に指定避難所として利用可能で、教育施設や公共施設、商業施設が集積している南公民館の周辺の土地から、地域住民が利用しやすいこと、交通の利便性が良いこと、土地利用状況等を条件に選定した３か所の候補地について、社会的観点、技術的観点及び経済的観点から比較検討した結果、総合的に最も優れている起業地が選定されており、その選定は適切であると認められる。

したがって、本事業の事業計画についても、合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

（４）　法第20条第４号の要件への適合性

ア　事業を早期に施行する必要性

（３）アで述べたとおり、両公民館の設備や施設の老朽化、耐震性の不足、バリアフリー未対

応や駐車場の不足という課題を解消する必要があることから、できるだけ早期に本事業の完成を図る必要があると認められる。

したがって、本事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の部分は、全て本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の部分の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

（５）　結論

以上のとおり、本事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所

観音寺市教育委員会事務局教育部文化振興課